

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称及び代表者名 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者 点数 | 営業所 点数 |
|-----------|---|--------------------------|--------|--------------------|---------------------|--------------------------|---|-----------|-----------|
| 令和2年5月12日 | 高槻市(法人番号4000020272078) 代表者西岡博史 | 大阪府高槻市桃園町2番 地1号 | 芝生営業所 | 大阪府高槻市芝生町4丁目3番地1号 | 警告 | 道路運送法第27条第3項 | 令和2年3月30日、事業者の報告に基づき調査を実施。1件の違反が認められた。一般準則(職務遂行の指導、措置)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項) | 0 | 0 |
| 令和2年5月25日 | 神戸フェリーバス株式会社(法人番号 3140001002879) 代表者山神正義 | 兵庫県神戸市中央区港島 9丁目1番地 | 本社 | 兵庫県神戸市中央区港島9丁目1番地 | 輸送施設の使用停止(60日 車) | 道路運送法(以下「法」)第 27条第3項 | 令和元年12月5日、法令違反の疑いを端緒として 監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計 画の事前変更届出違反【各営業所に配置する事 業用自動車の数等】(法第15条第3項)、(2)点呼の 記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運 送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5 項)、(3)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記 載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)、(4)無 車検運行(運輸規則第45条) | 6 | 6 |
| 令和2年5月27日 | 大阪シティバス株式会社(法人番号 6120001048830) 代表者有馬 宏尚 | 大阪府大阪市西区九条南 1丁目12番62号 | 中津 | 大阪府大阪市北区中津6丁目9番32号 | 輸送施設の使用停止(10日 車) | 道路運送法(以下、「法」) 第16条第1項 | 令和2年3月3日、事業者の報告に基づき調査を実 施。1件の違反が認められた。事業計画及び運行 計画に定める業務の確保違反(法第16条第1項) | 3 | 1 |